

◎新潟海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、さざえ資源の保護のため、さざえの採捕制限（昭和63年1月22日新海調指示第1号）の一部を次のとおり改正する。

平成24年6月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島英雄

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
殻高6センチメートル未満のさざえの採捕を禁止する。 <u>ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。</u>	殻高6センチメートル未満のさざえの採捕を禁止する。